

公 告

次のとおり一般競争に付します。

平成29年1月13日

支出負担行為担当官

第十管区海上保安本部長 岩本 一夫



- 1 競争に付する事項 (電子入札対象案件)
- (1) 契約件名及び
予定数量
- ① 名瀬港湾合同庁舎ほか3ヶ所で使用する電気
仕様書による
- ② 日向海上保安署巡視船艇基地で使用する電気
年間予定使用電力量 93,400kWh(予定契約電力 43kW)
- ③ 種子島海上保安署巡視船基地で使用する電気
仕様書による
- (2) 特質等 仕様書による
- (3) 供給期間 自 平成29年4月 1日 00:00
至 平成30年3月31日 24:00
- (4) 供給場所
- ①仕様書による
②日向海上保安署巡視船艇基地
③種子島海上保安署巡視船基地
- (5) 入札方法等
- イ 落札者の決定は、最低価格落札方式で行うので、入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価 (kW単価、同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価 (kWh単価、同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、当本部が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。なお、入札価格の算定にあたっては、力率を100%とし、力率割引又は割増については、九州管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(電気供給約款)に依るものとし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- ロ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書の金額欄は円未満切り捨てとする。
- ハ 入札者は、入札説明書及び第十管区海上保安本部入札・見積者心得等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
- 2 競争参加に必要な資格
- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

- イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ロ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者で、以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
- (イ) 契約の履行に当たり故意に履行の内容を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ハ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (ホ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - (ヘ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 平成28・29・30年度 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の製造」又は「物品の販売」において、A・B・C又はD等級のいずれかに格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 第十管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙1に掲げる入札適合条件を満たすこと。また、その条件を満たすことを示す書類として適合証明書(別紙2)及びその根拠を示す書類を添付すること。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

3 契約条項等を示す場所

鹿児島市東郡元町4番1号 第十管区海上保安本部 経理補給部 経理課
及び第十管区海上保安本部ホームページ

4 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 交付期限 平成29年2月3日 15時00分まで
- (2) 交付場所 入札説明書はホームページ又は下記8で交付する。
仕様書は下記9で交付する。

なお、郵送により交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添付して下記8に申し込むこと。

5 申請書及び資料の提出期限、方法

- (1) 提出期限 平成29年2月3日 15時00分まで
- (2) 入札参加申込みに必要な書類及び申込方法は、入札説明書による。

6 入札及び開札の時期及び場所

- (1) 入札書の受領期限 平成29年2月8日 15時00分まで
- (2) 開札日時 ① 平成29年2月9日 10時00分
② 平成29年2月9日 10時40分
③ 平成29年2月9日 11時20分
- (3) 開札場所 鹿児島県鹿児島市東郡元町4番1号
鹿児島第2地方合同庁舎4F 第十管区海上保安本部入札室

7 その他

- (1) 本調達は、平成29年度予算の成立を条件とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、第十管区海上保安本部入札・見積者心得、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においてはICカードを不正に使用した入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法 最低価格落札方式
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は入札説明書による。

8 契約及び入札に関する問い合わせ先

〒890-8510 鹿児島市東郡元町4番1号
第十管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係
電話 099-250-9800 (内線 2224)

9 仕様に関する問い合わせ先

- ①奄美海上保安部 管理課 総務係長・渉外係長
電話 0997-52-5811 (内線 5433・5435)
- ②宮崎海上保安部 管理課 渉外係長
電話 0987-22-3021 (内線 5235)
- ③鹿児島海上保安部 管理課 施設管理係長
電話 099-222-6680 (内線 5037)

以上公告する。